

橿原市屋外広告物安全点検実施ガイドライン

橿原市 公園緑地景観課

1. ガイドラインの目的

屋外広告物に関する法令の趣旨、目的の一つに「公衆に対する危害の防止」があります。橿原市屋外広告物条例（以下「条例」という。）第13条においては、屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者（以下「管理者等」という。）は、屋外広告物を補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならないとされています。

また、条例第13条の2においては、管理者等は、橿原市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、広告物の点検をしなければならないとされています。

本ガイドラインは、円滑かつ確実な屋外広告物の点検が実施されるよう、規則第7条の2第1項で定める安全点検の方法等の実施細目を示すものです。

2. 対象範囲

（1）安全点検を要する屋外広告物

簡易広告物(※¹)を除く全ての屋外広告物について、許可の有無に関わらず定期的な安全点検が必要です。

※¹はり紙、はり札、広告旗、立看板、アドバルーン、壁面等に直接塗装した広告物その他これらに類すると認められるものをいいます。なお、簡易広告物であっても、適切な管理は必要です。

（2）安全点検を実施する者

管理者等は、自らまたは専門知識を有する者(※²)による屋外広告物の安全点検を定期的に実施してください。

※²地上から広告物上端までの高さが4メートルを超える広告物は、危険性が高まり点検に高度な専門知識を要します。このような広告物の点検は、屋外広告士、一級建築士、二級建築士又は屋外広告物点検技能講習会修了者が実施してください。（令和9年10月1日から義務）

3. 点検の実施方法

(1) 点検時期の目安

新設【設置日が明確】

設置日からの経過年数	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
点検方法	目視点検	標準点検	詳細点検

既設【設置日が不明】

初回点検日からの経過年数	初回点検	初回点検から 10 年未満	初回点検から 10 年以上
点検方法	標準点検	標準点検	詳細点検

初回の点検以降は、3 年ごとに定期点検を行うようにしてください。定期点検は、前回の点検から 2 年 9 カ月～3 年を経過した頃に行うようにしてください。

(2) 点検方法

- i 目視点検 目視による点検を行うこと。
- ii 標準点検 おおむね 60 センチメートル以内に近づき、目視、触診、打音及び検査により広告物等の外部及び内部等について点検を行うこと。
- iii 詳細点検 測定器具を用い屋外広告物及び掲出物件を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。
目視点検または標準点検を行った結果、安全性の確認ができない場合は、その箇所について詳細点検を行ってください。

(3) 点検箇所と点検項目

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常

広告板	1 表示面板・切り文字等（※ ³ ）の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 ※ ³ シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 3 周辺機器（※ ⁴ ）の劣化、破損 ※ ⁴ 分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損 2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常 3 その他

以上の点検項目について異常の有無を確認してください。異常有りと判断される箇所について、要改善または経過観察のどちらに該当するかを確認してください。次回の定期点検（3年後）までに倒壊、落下等の危険が無いと判断できる場合のみ、経過観察となります。それ以外の場合は、要改善となります。要改善となった箇所については、早急に補修等の処置をとった上で、改善計画を立て、速やかに改修工事を行う等して安全性を確保してください。

（４）点検記録の保存

安全点検を実施するにあたって、規則で定める様式等に従って点検記録を作成し、保存してください。点検記録には、点検した広告物の全体写真（※⁵）および点検箇所など状況が確認できる個別写真も添付してください。資格者等による実施が必要な点検をした場合、その資格等を有することを証する書面の写しを添付してください。

※⁵写真はカラーとし、鮮明に撮影してください。（概ね150万画素数以上）デジタルカメラ以外の特殊な機器を使って撮影する場合を除き、撮影写真は89 mm×127 mm（L判）を標準とします。ただし、撮影後点検記録を作成するにあたり、鮮明度を損なわない範囲で縮小できます。

4. 災害発生時の安全点検

地震や台風などの災害発生時には、定期点検の実施とは別に、直ちに屋外広告物の目視点検を行うようにしてください。

5. 補修等の実施

安全点検の実施等により、屋外広告物の状態について異常を把握した場合は、条例第13条に規定する管理義務により、必要な補修その他必要な管理を速やかに行わなければなりません。